

## アスレティックトレーナー関西連絡会 会則

### 一 総 則

第1条 本会は、アスレティックトレーナー関西連絡会と称する。

第2条 本会の所在地は、滋賀県大津市北比良1204 びわこ成蹊スポーツ大学佃研究室内に置く。

### 二 目的及び事業

第3条 本会は、会員相互の連携と親睦を深め、研究の連絡協力を図ることによって、アスレティックトレーナーとしての資質の向上に努めることにより、スポーツ界に貢献することを目的とする。  
設立は2003年3月8日とする。

第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 総会の開催
- (2) 研究会（研修会）、講演会の開催
- (3) 情報の収集と紹介
- (4) 会員名簿の作成と管理ならびにホームページにおける会員情報の公開
- (5) 他の学会、研究会との交流
- (6) その他本会の目的に資する事業

### 三 会 員

第5条 本会の会員は、本会の趣旨に賛同する者とする。

第6条 本会の会員を次の4種とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 準会員
- (4) 賛助会員
- (5) 名誉会員

第7条 正会員は、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーで、近畿2府4県に在籍するものとする。

正会員は、会費年額 3,000 円を納めることにより資格を得るものとする。年度期間は1月1日から12月31日までとする。年度の途中であっても、会費年額 3,000 円を納めるものとする。既納入分は返金しない。

65 歳以上の会員で、本会役員が認めた場合、名誉会員となり会費納入の必要はない。

2. 正会員は、議決権、「役員選挙においての」推薦権、被推薦権を有する。
3. 特別会員は、公益財団法人日本スポーツ協会公認アスレティックトレーナーで、近畿2府4県以外に在籍するものとする。

特別会員は、会費年額 3,000 円を納めるものとする。

4. 特別会員は、議決権、「役員選挙においての」議決権、推薦権、被推薦権を有しない。
5. 準会員は、本会の趣旨に賛同するもので、参加費を納入し、定められた研究会（研修会）、講演会に参加できる。
6. 準会員は、議決権、議決権、「役員選挙においての」推薦権、被推薦権を有しない。
7. 賛助会員は、本会の趣旨に賛同する団体で、会費年額一口（20,000 円）以上を納入し、名簿および本会ホームページに広告を掲載される。
8. 賛助会員は、議決権、推薦権、被推薦権を有しない。

9. 正会員、特別会員、賛助会員、名誉会員には本会ホームページの会員専用ページの閲覧権が付与される。

第8条 会員の入退会、除名、休会、再入会は次の各号による。

- (1) 入会しようとするものは、所定の入会手続きを行わなければならない。
- (2) 退会しようとするものは、当年度までの会費を完納し、退会を希望する年度末日（12月31日）までに所定の退会手続きを完了しなければならない。
- (3) 会員が、会員としてふさわしくない行為があった場合は、役員会が提案し、総会の議決を経て除名される。
- (4) 休会しようとするものは、所定の休会手続きを行わなければならない。
- (5) 休会期間は最大2年間とし、会費納入の必要はない。休会期間が2年を越えた場合は退会扱いとする。
- (6) 2ヵ年会費を滞納した会員は退会とする。
- (7) 死亡、失踪宣言のあった場合は退会とする。
- (8) 退会となったものが再入会を申し出た場合、役員会の審議を経て会員となることができる。
- (9) 「(6)」に該当する退会者が再入会する場合は、最大2年間分の年会費と当該年会費を支払って再入会を認める。

第9条 会費は会計年度内に納入し、既納の会費は返納しない。

#### 四 役員

第10条 本会には次の役員を置く。

- (1) 代表（1名）
- (2) 副代表（2名）
- (3) 幹事（3名）
- (4) 会計（2名）
- (5) 監査（2名）
- (6) 顧問・参与（若干名）

第11条 顧問・参与を除く役員を選出方法は、細則を定める。

2. 総会で選出された10名で各職務を決定する。
3. 本会に顧問・参与を若干名おくことができる。顧問・参与は役員会の議を経て代表がこれを委嘱する。

第12条 代表は本会を代表し、会務を統括する。

2. 副代表は代表を補佐し、代表に事故がある時は、あらかじめ代表の定めた順位でその職務を代理執行する。
3. 幹事は会務の遂行を補助する。
4. 会計は財務を担当する。
5. 監査は本会の会務・会計を監査する。
6. 顧問・参与は本会の重要事項について代表の諮問に応ずる。

第13条 顧問・参与を除く役員任期は2ヵ年を1期とする。ただし、第11条に則つての再任はこれを妨げない。

2. 顧問・参与を除く役員は任期満了後であっても、後任者の就任があるまではその職務を行う。
3. 補欠による役員任期は前任者の残任期間とする。
4. 第3項の補欠の選出は第11条に則つて行う。

5. 役員は無給とする。
6. 役員会、会議にかかる経費は本会が負担する。

## 五 会 議

第14条 本会の会議は、総会、役員会とする。

第15条 総会は、毎年1回、研究会（研修会）開催中に代表が召集する。

2. 臨時総会は、代表が必要と認めたとき、召集することができる。

第16条 次の事項は総会の承認を受けなければならない。

- (1) 役員の改選
- (2) 事業計画および収支予算
- (3) 事業報告および収支決算
- (4) 会則および諸規定の改正
- (5) 財産目録
- (6) 貸借対照表
- (7) その他、重要事項

第17条 本会において決議を要する事案が生じた場合、原則として文書又はそれに変わるものでその旨を2週間前までに通知し、会員の過半数の出席を必要とする。議決は、出席者の過半数をもって決することとする。

2. 委任状をもって他の会員に委任した場合には出席とみなすが、議決権は無いものとする。
3. 「総会を召集するだけの十分な時間がない場合、もしくは総会に正会員の過半数の出席を得られない場合は」役員会において決議することが出来る。この場合は、次の総会にて承認を得なければならない。

## 六 資産および会計

第18条 本会の資産は次の通りとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 寄付金品
- (5) その他の収入

第19条 本会の会計は資産をもって支弁する。

第20条 本会の収支予算は、総会の承認を受けなければならない。

第21条 本会の会計年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第22条 本会が解散した場合、その資産は日本スポーツ協会に寄付する。

## 七 会則の変更

第23条 本会則の変更は、総会において出席者の3分の2以上の議決を経なければならない。

## 八 補 則

第24条 本会則に明記されていない事柄で必要なことについては、総会および役員会の決議により定めることができる。ただし、役員会にて定めた事柄は総会に報告する。

## 九 附 則

本会則は、総会において議決された10日目から施行される

1. 制定 平成 15 年 3 月 18 日
2. 改正 平成 15 年 6 月 21 日
3. 改正 平成 17 年 1 月 15 日
4. 改正 平成 17 年 9 月 4 日
5. 改正 平成 20 年 1 月 27 日
6. 改正 平成 23 年 10 月 4 日
7. 改正 平成 24 年 2 月 4 日
8. 改正 平成 24 年 9 月 19 日
9. 改正 2016 年 1 月 1 日
10. 改正 2017 年 2 月 5 日
11. 改正 2022 年 1 月 30 日
12. 改正 2024 年 2 月 10 日
13. 改正 2025 年 2 月 4日
14. 改正 2026 年 2 月 4日

### 事務局

〒530-0503

滋賀県大津市北比良 1204

びわこ成蹊スポーツ大学 佃研究室内

TEL/FAX 077-596-8456

### 役員

代表：佃 文子

役員：有吉晃平、池之側義輝、石井規之、伊藤浩充、井上佳子、貴志真也、舌 正史、  
田中健一、吉田隆紀(50音順)